

# バリアフリー法制について

倉 橋 弘

On the Barrier Free Legislation

Hiromu KURAHASHI

近畿福祉大学紀要 第7巻 第2号  
(平成18年12月)

## バリアフリー法制について

倉橋 弘

On the Barrier Free Legislation

Hiromu KURAHASHI

There are some issues of the judicial precedent of a barrier-free relation. For instance, it is a national liability, a constitution, and a construction thing liability, etc. It contended for the precedent with a barrier-free defect. But, a station employee's remark causes a trouble in the precedent, and there is a case of the doubt in the volunteer's attitude, too. In other words it becomes a trouble according to the way that they are concerned. In this paper, it considers how it is understood the safety consideration duty of the barrier free.

Keywords: Barrier Free, Obligation of Security, Legislation, Case  
バリアフリー、安全配慮義務、制度、判例

はじめに

第1章 安全配慮義務について

第2章 バリアフリー設備において援助者が関わっている例

第3章 バリアフリー設備において援助者が関わっていない例

おわりに

## はじめに

バリアフリー関連判例の争点は、次のようにある。国家賠償責任について争われた判例は、点字ブロックなどの新たに開発された視力障害者用の安全設備が日本国有鉄道の駅のホームに敷設されていないことと国家賠償法2条1項にいう設置又は管理の瑕疵の有無について国の責任を認めなかった判例(最高裁昭61・3・25判時1190号3頁)<sup>1)</sup>。

憲法13条・第14条・第22条及び国家賠償責任について争われた判例には、車いすを利用している控訴人が、被控訴人鉄道会社に対し、車両に車いす対応ト

イレが設置されていないことは、憲法第13条、憲法第22条及び憲法第14条等に違反する人格権の侵害であり、不法行為に当たると主張した事案で、憲法第14条は、人の現実の差異を捨象して一律平等に取り扱うことを保障したものであり、現実に存在する差異のうち、どの差異について、どのような対策を講じるかは、具体的な立法に委ねられる等として、原判決を相当とし、控訴を棄却した判例(東京高裁平14・3・28判タ1131号139頁)。

民法第717条(土地工作物責任)について争われた判例には、駅ホームに盲人用の点字ブロックなどを設置していなかったことをもって工作物の設置保存につき瑕疵があるとされた判例(東京地裁昭54・3・27判時919号77頁)、駅の垂直移動箇所に乗客用エレベーターが設置されていないことは、土地工作物の瑕疵にあたらないとした判例(大阪地裁平11・3・11判タ1055号213頁)、高齢者がレストランの自動ドアに接触転倒して負傷した場合について、右レストランの経営者の土地工作物責任が肯定された判例(大阪地裁平13・12・27判時1798号94頁)がある。

受付 平成18年10月28日, 受理 平成18年11月22日

近畿福祉大学 〒679-2217 兵庫県神崎郡福崎町高岡1966-5

上記判例のうち、判例は、ボランティアの関わり方しだいで事件にならなかったのではと思われる判例であり、判例は、駅員の発言が問題となったものである。2件の判例にみるようにソーシャルワーカー(ボランティア・従業員・職員)等がかかわることにより、いいかえると援助・関わり方により、バリアー、或はバリアフリーとなることがある。バリアフリーが整備されていたとしても事故等がおきるとき、バリアフリーに関わる安全(安全配慮義務)を制度上どのようにとらえているか考察する。

## 第1章 安全配慮義務について

社会福祉援助業務では、利用者を援助する際に、「安全・安楽・快適に」という用語がもちいられる。法学、特に民法では、この用語の「安全」に類似するものとして「安全配慮義務」があたり。

「安全配慮義務」について、民法の条文上、明確でないのが問題といわれている。最高裁では、安全配慮義務とは、「ある法律関係にもとづいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の附随義務として当事者の一方または双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般的に認められるべきもの(最判昭50・2・25民集29巻2号143頁)」と述べている<sup>2)</sup>。

この附随義務として、安全配慮義務を認める利点は、2つあると考えられていた。1つは時効である。不法行為に基づく損害賠償請求の場合3年の短期消滅時効となる。2つめは被害者(原告)の証明の軽減である。不法行為の場合相手方の過失を証明しなければならない。しかし債務不履行であれば、立証責任は相手方にあるとされている。民法415条にこのような定めがあるわけでないが、このように解されてきた<sup>3)</sup>。一方、安全配慮義務の具体的な内容は職種・地位および具体的状況によって異なるものである<sup>4)</sup>。従って「義務内容を特定し、かつ義務違反に該当する事実を主張・立証する責任は原告にある(最判昭56・2・16民集35巻1号56頁)」との判例がある。この判例より、義務の内容を詳細に示すということは、結局、不法行為における過失の立証と異ならないのではないかと批判がある<sup>5)</sup>。また安全配慮義務と不法行為法上の注意義務との異同は、本質的な差異がない。他人の現在の利益を維持し、それを侵害しない点にあり、法理論的には契約関係の存在することが必ずしも安全配慮義務の要件だともいえないとされる。両者の差異は、安全配慮義務が一定の人的範囲において認められるのに対して、注意義務が原則的にはこのような制限範囲を持たない点にある

と解されている<sup>6)</sup>。

上記最高裁判例での安全配慮義務についての論点は、雇用契約上での事案に関してとなっている。そのようなバリアフリー法制についての判例は安全配慮義務をどのようにとらえているのであろうか。判例集から「バリアフリー」「安全配慮義務」というキーワードで総検索した結果、「東京高裁平15・6・11(判時1836号76頁)」、「岡山地裁平6・1・25(判タ860号212頁)」、「福岡地裁平15・8・27(判時1843号133頁)」、「横浜地裁平17・3・22(判時1895号91頁)」の4件、判例がある。4件の特徴を整理すると、不特定の対象者が利用する前者の事例2件、特定の対象者の関し後者の事例2件である。本稿では、バリアフリー設備があり不特定の対象者が利用する箇所でも争われた判例、以下2件について検討する。なお特定の対象者に関する判例は特に介護事故についての争いである<sup>7)</sup>。

## 第2章 バリアフリー設備において援助者が関わっている例

1 バリアフリー設備において援助者が関わった際に、安全配慮義務が問われた判例として、本章では、「重度の身体障害者が車椅子で電車を利用して移動中、駅ホームで駅員の介助を受けていたところ、同駅員が車椅子のブレーキを掛けずに一時放置したこと等につき、旅客運送鉄道事業者の旅客運送契約上の安全配慮義務違反が認められた判例(東京高裁平成15・6・11判時1836号76頁(確定))」を検討する<sup>8)</sup>。

2 Xは、生後まもなく罹患した脳性麻痺の後遺症により車椅子による生活をしている者であるが、平成13年4月28日、JR新宿駅構内において、9番線ホームと中央東口改札付近で駅員より車椅子の介助を受けたところ、駅員が車椅子のブレーキを掛けずに一時放置したため、車椅子が動き出し、極度の恐怖を感じさせられたと主張し、Y(JR東日本)に対して旅客運送契約上の安全配慮義務違反又は不法行為に基づき、110万円の損害賠償を請求した。

一審東京地裁平成15・2・5は、Yは、車椅子利用者対応の専門職を配置した新宿駅においては、車椅子利用者との旅客運送契約を締結した場合には、必要な介助を行うことを同契約上の責務として、自ら負担したものと認めるのが相当であるとした。

そのうえ、右判決は、Xが2度にわたり、車椅子のブレーキを掛けてもらわないまま介助者(駅員)にその場を離れられ、車椅子が動いたことにより、恐怖、不安等の精神的苦痛を被ったとして、Yの債務不履行責任を認め、Yに対し、慰謝料6万円と弁護士費用10万

円を賠償するよう命じた。そこで、Yは、一審判決を不服として控訴した。

3. 本判決は、Xが新大阪駅から東京駅、東京駅から新宿駅に列車で行く際、Xからの申出によりYがXに対し所要の介助などの対応をすることにしたのであるから、YはXが鉄道施設などを利用する間、その生命、身体等の安全を確保すべき旅客運送契約上の義務を負ったものといわなければならないとした。

そのうえ、本判決は、新宿駅の駅員が、9番ホームから地下中央通路へXの乗った車椅子を移動させるに当たり、エスカレーターを利用するため同付近に車椅子をとめ、ブレーキをかけないまま、車椅子の傍らを離れたため、車椅子が数センチ動き、Xに怖い思いを余儀なくさせたとして、Yの安全配慮義務違反の責任を認めたが、中央東口改札付近では、車椅子が若干動いたとしても、精神的苦痛を被らせるまでに至らなかったとし、一審判決を変更したうえ、慰謝料3万円、弁護士費用3万円の賠償支払を命ずるにとどめた。

4. 旅客運送契約とは、旅客の運送という仕事の完成を目的とし、その結果に対して運送費という報酬を支払うことを内容とする一種の請負契約であると解されている。そして、旅客運送人は、旅客を安全かつ遅滞なく目的地に搬送すべき運送契約上の義務を負い、これを善良な管理者の注意をもって履行しなければならないが、右注意は、運送行為そのものに対する注意あるいはこれと密接に関連する行為に対する注意に限られず、運送設備あるいは事故防止のための指図、情報等に関する注意等も含まれていると解されている。学説上も旅行運送などでは、安全配慮義務は附随義務というよりは中心的義務というべきともある<sup>9)</sup>。これは、商法第590条にそった解釈と考えられる。本件掲載紙には「本判決は、車いすを利用する身体障害者に対するJR職員の介助に関し、安全配慮義務を認めた初めての裁判例であるので、事例的意義を有する」とあり評価されているが、本件解説は利用者の立場にたったものとまではいいきれぬものでない。判例には「中央東口改札付近では、車椅子が若干動いたとしても、精神的苦痛を被らせるまでに至らなかった」とあるが、このように判断してしまっているのか。当事者の意見をどの程度まで聞いて判断したのか明らかでない。

### 第3章 バリアフリー設備において援助者が関わっていない例

1. バリアフリー設備において援助者が関わった場合に、安全配慮義務が問われた判例として、本章では、「ビルの管理を子会社に委託しているビル所有会社は、

民法717条にいう占有者にあたらないとされた判例(岡山地裁平成6・1・25判タ860号212頁(確定))」を検討する。

2. Xは、平成2年12月23日、近所の子どもたちとともに、Y1所有のビルの1階から2階に上がるエスカレーターにのって遊んでいたところ、危険防止のためにつり下げられていたプラスチック製の三角部ガード板が脱落していた結果、右エスカレーターの手すりと天井との間に頭を挟まれ、左顔面左目付近に裂傷を負った。

そこで、Xは、工作物であるビルのエスカレーターの設置または保存に瑕疵があったとして、ビルの所有者兼間接占有者であるY1に対し、損害賠償を請求するとともに、エスカレーターを販売し、保守点検をしていた業者Y2に対しても、適宜の危険防止措置を講じなかった安全配慮義務違反ないし過失、瑕疵あるエスカレーターの占有者としての責任があるなどとして、損害賠償を請求した。

これに対し、Yらは、エスカレーターの設置または管理の瑕疵、安全配慮義務違反ないし過失を争うとともに、Xは、通常のエスカレーターの利用方法と異なり、殊更危険な乗り方をしていたため事故にあったのであるから、エスカレーターの設置または保有の瑕疵とXとの負傷との間に相当因果関係はない、などと反論した。

3. 本判決は、Y1の所有するビルのエスカレーターに三角部ガード板脱落の瑕疵があったが、Y1は右ビルの管理を子会社に委託し、子会社がY2にエスカレーターの保守点検を委託していたのであるから、民法第717条第1項の占有者(間接占有者)にあたらないとして、その損害賠償責任を否定し、また、三角部ガード板はエスカレーターの付属品ではなく、Y2が委託された保守点検の範囲に含まれるものでないから、エスカレーターの占有者としての責任や安全配慮義務上の責任を負うものでなく、更に、点検の際三角部ガード板の脱落に気づいた後、ビルの管理会社に報告して善処をもとめているから、それ以上の安全配慮上の義務までもないなどとして、その損害賠償責任をも否定し、XのYらに対する請求を全面的に棄却した。

4. 本判例のように、子どもに関する判例では、成人・大人では予想もつかない事故による事例がみられる<sup>10)</sup>。本判例では、エスカレーターの保守点検を委託されたY2は三角部ガード板の占有者やその保守点検を委託されたものではなく、また三角部ガード板の脱落を発見した後ビルの管理会社にその旨を報告して善処を求めたことをもって、エスカレーター利用者のための事

故回避義務が尽くされたとしたが、掲載誌によると右判断は、その認定説示に照らし大方異論のないとある。また本件は、今後のこのようなケースに実務上参考になるであろうとある。しかし多くの事業所、飲食店が入居するいわゆる雑居ビル等では、その所有者はもちろんのこと誰が占有者であるかという認定判断は必ずしも容易でない、人身事故の責任を追及するのに相当な困難を伴うこともある。類似の事件もあり、法的責任はまぬがれたとしても、社会的責任は負わなければならないことも生じてくるであろう。

### おわりに

バリアフリー関連の法律には、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年5月17日法律第68号）通称、交通バリアフリー法がある。本法第2条第2項は、「この法律において『移動円滑化』とは、公共交通機関を利用する高齢者、身体障害者等の移動に係る身体の負担を軽減することにより、その移動の利便性及び安全性を向上することをいう」。第4条には、「公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うとき又は車両等を新たにその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等（以下「新設旅客施設等」という。）を、移動円滑化のために必要な構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「移動円滑化基準」という。）に適合させなければならない。」また同条3には、「公共交通事業者等は、その事業の用に供する旅客施設及び車両等（新設旅客施設等を除く。）を移動円滑化基準適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とある。この「移動円滑化」には、高齢者、身体障害者等は、公共交通機関を利用して、移動する際に、障害のない者よりも大きな身体の負担を負うことになる。このため、本法では、その負担を軽減することにより、移動をより容易に安全にすることを目指すという意味がある。すなわち「移動円滑化」には、まずバリアフリーの促進が、安全につながるの意味があるとされる。果たして、そのように考えてしまっていていいものであろうか。バリアフリーにしたことによって生じる事故の防止策はどうなるのであろうか。条文上明確にされていない。対策の一助として判例はなり得ると思われる。

本稿では判例での安全配慮義務について考察をしたが、判例上、安全配慮義務とは何かについて、定義の検討はされておらず、従来の判例・通説にそって、裁判所は判決をしている。安全配慮義務とは、一定の契

約関係ないし契約類似の関係においては相手方当事者の生命・身体・健康などを危険から保護するよう、その安全に対し配慮しなければならないという義務である<sup>11)</sup>。しかし第3章の判例にみられるように、事業者側は利用者との契約関係にない場合であっても安全配慮義務上の責任を問われることがある。判例上は、異論ないとしても現実にバリアフリーに関わる設備・環境に複数の事業者が関わっていた場合、万一事故が起きたとき、被害者がどこに損害賠償責任を追求すればよいのか不明では、被害者にとってたまったものではない。被害者・利用者の泣き寝入りにつながる虞があるので、判例上、法律実務以外からの検討も必要ではないだろうか。今後の類似判例も注視して検討していきたい。

### 注

- 1) 倉橋弘：バリアフリー法制についての一考察・滋賀文化短期大学紀要第11号、2002年、99頁。
- 2) 橋本恭宏：損害賠償法。信山社、2003年、40頁。
- 3) 大村敦志：基本民法 債権各論。第2版、有斐閣、平成17年、135頁。
- 4) 安全配慮義務の内容は、判例で問題とされた義務内容を類型化すると、次のような形で整理できる。(1)物的環境の整備、これに属するものとしては、保安、安全、施設の整備・点検義務、安全な道具・機器を選択して適切に整備する義務、機械・器具に安全装置を施す義務、労働者に保安上の装備をさせる義務、業務遂行に適切な自然条件を選定する義務などがある。(2)人的配備を適切に行う義務、これには安全監視員等を配置する義務、機械・道具などを適任者に使用させる義務などがある。(3)安全教育・適切な業務指示を行う義務、これには安全教育・適切な業務指示義務、明確な作業基準・適正な訓練計画等の定立・実施義務、事故・疾病に対する予備措置義務などがある。(塩崎勤・羽成守編著『実務不法行為法講義』民事法研究会平成17年、267頁)
- 5) 前掲書3、135頁。
- 6) 前掲書2、41頁。
- 7) 高齢者福祉施設のなかでの安全配慮義務については、以下の2件がある。
  1. 通所介護サービスを受けた高齢者が昼寝から目覚めた後に転倒し、右大腿骨骨折を負った場合に介護サービス施設が債務不履行に基づく損害賠償責任を負うとされた判例(福岡地裁平成15・8・27判時1843号133頁)

(a) Xは、本件当時、95歳で高齢に伴う身体機能の低下及び精神機能の低下により要介護4の認定を受けていたもので、当初、訪問介護を受けていたが、夫については入所介護の措置を、Xについては通所介護の措置を受けた。そこでXは、平成12年7月4日、娘であるAを代理人として、Yとの間で通所介護内容とする契約を締結し、本件事故に至るまで、概ね週3回、Yの施設で介護サービスを受け、52回Y施設を利用した。Xは、平成12年11月9日午後1時40分ころ、Y施設の畳敷きの静養室において昼寝から目覚めた後に、入り口付近の段差で転倒し、右大腿骨顆上骨折を負った。

そこで、Xは、本件事故により右下肢の4cm短縮、右膝関節の屈曲拘縮による歩行不能、認知症の憎悪の後遺障害を負ったとして、Yに対し、介護サービス契約上の安全配慮義務の不履行を理由として、慰謝料等合計1340万円の賠償を求めた。

(b) 本判決は、Xの要介護状態認定区分及びY施設への通所等の経緯等を子細に認定し、その上で、Yの債務不履行責任について次のように判示して、これを認めた。すなわち、まず通所介護契約について、同契約は、事業者が利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を行うことができるよう通所介護サービスを提供し、利用者が事業者に対しそのサービスに対する料金を支払うというものであるところ、その契約の利用者は、高齢等で精神的、肉体的に障害を有し、自宅で自立した生活を営むことが困難な者を予定しており、事業者は、そのような利用者の状況を把握し、自立した日常生活を営むことができるよう介護を提供するとともに、事業者が認識した利用者の障害を前提に安全に介護を施す義務があるというべきである。そして、Xは本件事故当時95歳と高齢であり、歩行に困難を来すとともに、転倒の危険があったこと、Xは尿意を催すと自らトイレを探し、物に掴まる等して歩行を開始することがあったこと、Xは、通所介護を重ねていくうちに活動能力が回復してきたことが窺われ、布団で寝て上体から起きあがり、そこから1人でいざって移動することもできたこと、YはそうしたことをこれまでのY施設の利用等から認識できたこと、本件事故当時、Y従業員は、Xに背を向けてソファに座っており、Xの動静を十分に把握できる状態になかったこと等の事実を認定し、本件事故は、YがXの動静を見守った上、昼寝から目覚めた際に必要な介護を怠った過失により発生した

といわざるを得ない。

2. 介護老人施設でデイサービスを受けていた高齢女性が、同施設内の便所で転倒受傷した事故にき、施設職員の歩行介護に過失があるとして施設経営法人の損害賠償責任が認められた判例(横浜地裁平成17・3・22判時1895号91頁)。

(a) 本件は福祉法人Yの経営する介護老人施設で通所介護サービス(いわゆる、デイサービス)を受けていた女性X(85歳)が、同施設の職員による歩行介護が受けられなかったため、同施設のトイレ内において転倒し、右大腿骨頸部内側骨折の障害を受け、後遺症が生じたとして、Yに対して損害賠償を求めた事案である。

(b) これに対して裁判所は、Xの請求を認めたが、Xにも過失があるとして、3割の過失相殺を認めた。その理由によると、XはYとの間で通所介護契約を締結して、Yの介護施設における通所介護サービスを利用しており、介護保険上の要介護状態認定区分が要介護2と認定され、歩行に介護を要する状態にあったこと、本件事故は、Xが本件施設で通所介護サービスを受けた後で、同施設から自宅までの送迎車をソファに座って待っているとき尿意を催し、近くにある身体障害者用トイレに行った際に発生したものであること、Xがトイレに向かう時に施設の介護職員Aが付き添って歩行介護していたが、Xがトイレに入る際にAのトイレ内への同行を拒絶したため、Aはトイレ入口から便器までは、1.8メートル、トイレの横幅は1.6メートルと広く、その間の壁には手すりがないことから、Xがこの間を杖をつかって、便器まで歩行する場合には、転倒する危険が十分に予想され、また転倒した場合にXが本件の様な重大な障害を被ることは予想されたこと、従って、Aとしては、Xが拒絶してもXを説得してXがトイレの便器まで行くのを介護する義務があり、AがXを1人で歩かせたことには安全配慮義務があること、しかし、Xにも本件事故の発生についてAの介護を断った過失があり、その割合は3割が相当であると判示した。

8) 大阪地裁平成11・3・11(判タ1055号213号)では、エレベーター未設置について、原告は、「一定の契約関係に基づき特別の社会的接触に入った当事者の一方又は双方は、その法律関係において生ずることあるべき損害発生危険から、他方当事者の生命・身体の安全を確保すべき包括的義務を負っている。原告は、被告の設置する鉄道施設を契約に基づいて日常的に繰り返し利用しており、旅客運送契約とい

う契約関係に基づく特別な社会的接触を持つに至った当事者であるから、被告は、原告に対して、その生命・身体の安全を確保すべき義務を負っており、その義務の具体的内容として、重度障害を持つ原告が健常者と同じ条件で自分の意思のみによって自由に移動できるような設備すなわちエレベーターを設置する義務を負っている。」と述べたのに対し被告は、「関係諸法令に基づいて駅舎等の施設を建設し、移動制約者の移動に際しても十分に配慮しており、安全配慮義務違反はない。原告が健常者と同じ条件で自分の意思のみによって自由に移動できるような設備を設置すべきであるという主張は、利便性の問題と安全性の問題を混同した議論である。階段昇降機は、安全性に十分に配慮した構造となっており、順次改良されている。エスカレーターについても、被告の駅員が安全に配慮して適切に対応しており、安全性は確保されている。原告の主張する危険性とは、詰まるところ原告の感じる心理的な不安感ということになるが、不安感は主観的なものであり個人差があるので、仮に原告が不安感を抱くことがあったとしても、これのみを根拠に安全配慮義務違反があるとすることはできない。」と反論したが、判例掲載紙には、裁判所の判断は記載されていない。

9) 前掲書 3, 136 頁。

10) 最近では、刑事事件としてみられる。「六本木ヒルズの出入口に設置された大型自動回転ドアに6歳の児童が挟まれて死亡した事故について、大型自動回転ドアの開発、設置責任者である被告人A、設置されたビルの設備管理、運行管理の責任者であった被告人B及び被告人Cが、業務上過失致死罪に問われた事案で、被告人Bは、本件事故前にも複数の事故情報に接しており、上記ドアに設置されている危険防止装置が十分なものではなく、そのままの状態

使用を続ければ通行人を死傷の結果に至らしめることを予見することが可能であったなどとして、被告人3名の注意義務違反を認め、被告人Aを禁錮1年2月に、被告人B及び被告人Cをそれぞれ禁錮10月に処した判例（各被告人について執行猶予3年）（東京地裁平成17・9・30判時1921号154頁）。

### 参考文献

- 1) 加藤雅信：事務管理・不当利得・不法行為・有斐閣，平成14年，143-183頁。
- 2) 平田厚：社会福祉法人・社会福祉施設のための実践・リスクマネジメント．全国社会福祉協議会，99-101頁，2002．
- 3) 新美育文：安全配慮義務 新現代損害賠償法講座 第1巻総論．日本評論社，224-254頁，1999．
- 4) 運輸省運輸政策局消費行政課監修：わかりやすい交通バリアフリー法の解説．大成出版社，6-53頁，2001．
- 5) 青野覚：使用者の安全配慮義務 社会保障判例百選（第3版）．有斐閣，146頁，2000．
- 6) 山口浩一郎・小島晴洋：高齢者法．有斐閣，305-307頁，2002．
- 7) 多久島耕治：福祉施設におけるリスクマネジメント．東京都社会福祉協議会，74-91頁，2001．
- 8) 住谷馨 他編：人間福祉の思想と実践．ミネルヴァ書房，10-27頁，2003．
- 9) 嶋田啓一郎監修：社会福祉の思想と人間観．ミネルヴァ書房，48-63頁，1999．
- 10) Nigel Parton：Risk and Professional Judgment, The Law and Social Work, 61-69, The Open University, London, 2001.
- 11) 小嶋正：社会福祉施設における事故責任と対策．東京都社会福祉協議会，2001年，18頁．